

論文審査の手続き

昭和 51 年 3 月 11 日論文委員会決定

平成 12 年 3 月 13 日論文委員会改定

平成 15 年 2 月 25 日論文委員会改定

平成 17 年 2 月 28 日論文委員会改定

- (1) **審査対象原稿** 空気調和・衛生工学会論文集投稿規定に基づいて投稿され、論文委員会が受理したものとする。
- (2) **原稿の受付** 原稿は事務局にて、原稿、図(写真を含む)、表の枚数などを確認のうえ、“原稿受付書”に受付年月日など必要事項を記入し、著者には“原稿受領書(e-mail・はがき)”をもって受け付けた旨通知する。
なお、受理後の連名者の変更は認めない。変更する場合は新規投稿扱いとする。
- (3) **査読者の選出** 論文委員会は受け付けた原稿について、**学術・技術論文では1原稿につき2名、ノートでは1原稿につき1名**の査読者を決め、論文委員長名で速やかに当該査読者に原稿査読方の依頼を行う。
- (4) **査読者** 査読者は書く原稿ごとに、本学会会員中より最も適当と思われる者を選出する。なお、特に必要な場合は、会員外の方に依頼できる。
- (5) **査読者の開示** 査読者は、氏名のみを年1回まとめて公表する。
- (6) **査読諾否の確認** 査読者に原稿査読方の依頼を行う際は、同依頼状に“査読承諾書(e-mail・はがき)”を添付し、査読承諾の確認を得る。
なお、査読を辞退される際は、直ちに原稿の返却を願い、再度論文委員会において査読者の選出を行う。
- (7) **論文の査読** 査読者は別に定める「論文審査基準」に基づき、以下の判定・評価内容などを「査読報告書」に記入する。
 - 1) “事務局照会”とは、不注意による単純なミス指摘など、“再査読”の不必要な場合を指す。
 - 2) “照会后再査読”とは、著者の回答あるいは資料の提供を受けた後、“採用の可否”を改めて決めることをいい、具体的には次のような場合を指す。
 - ① 疑問点、不明点など照会事項について著者の回答あるいは意見を見て判断する必要があるもの
 - ② 文章(表現)、数式の部分的な誤りなどについて著者に訂正を促し、その訂正結果をみる必要があるもの
 - 3) “掲載否”とは次のような場合を指す。
 - ① 「論文審査基準」2.(3)に基づき“否”と判断されたもの
 - ② 著者が一般に公表されている刊行物に既に発表したことがあるもの(ただし、本学会学術講演会講演論文集・関連学協会論文梗概、あるいはそれに類するものへの発表は、この限りではない)
 - ③ 他の研究者が、一般に公表されている刊行物に既に発表したことがあるもの
 - 4) 複数の論文より構成される連報形式のもので、同時に複数の投稿がなされた場合は、先の1報の査読が終了するまで、次報は委員会保留となる。次報の査読の着手については、先の1報の査読結果を受けて判断する。
- (8) **査読期間** 査読者は原稿を受け取ってから1箇月以内に、「査読報告書」に前(7)のとおり必要事項を記入し、同封の封筒にて返送する。
なお、査読結果が“照会后再査読”の場合は、著者の訂正を確認するためには原稿は手元に